

(別紙)

参考様式第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

和寒町長 奥 山 盛

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

和寒南地区、和寒東地区、和寒三和・西和地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 4 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	9 経営体
個人	190 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員会と調整のうえ、農地中間管理機構の活用を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員会及び農用地利用改善組合と協議のうえ、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。